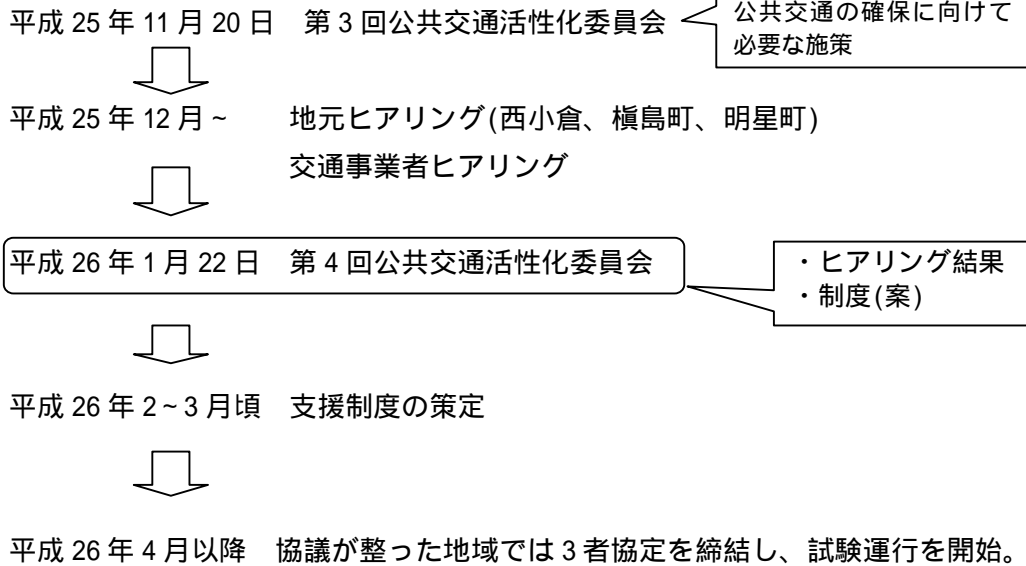


## (仮称)宇治市公共交通確保支援制度(案)について

## 1. 制度策定の進め方



## 2. 地元・事業者ヒアリング(意見内容の詳細は【資料 2-2】)

## (1) 地元ヒアリング

## 西小倉 1) 西小倉自治連合会役員

日時：H25.12.8(日)PM8:00 約 60 人、H26.1.20(月)PM8:00 約 30 人

## 2) 障害者団体会員 約 15 人

日時：H25.12.24(火)PM2:00

## 3) 名木自治会役員 約 15 人

日時：H26.1.10(金)PM7:00

## 槇島 槇島絆の会会員等

日時：H25.12.3(火) PM7:00 約 15 人、H25.12.11(水)PM7:00 約 20 人

## 明星町 明星町自治会住民

日時：H25.12.12(木)PM1:30 約 25 人、H25.12.15(日)PM7:00 約 15 人

## (2) 事業者ヒアリング

時期：平成 25 年 12 月 3 日～12 月 10 日

対象事業者：タクシー事業者 6 社

(宇治市内に事務所がある又は宇治市周辺でジャンボタクシーを所有する事業者)

### (3) ヒアリング結果

地元から事業者へも赤字の負担を求めるよう意見があったが、事業者ヒアリングの結果、「赤字を負担してまで参入できない」と全てのタクシー事業者から意見があった。

検討が必要と思われる主な意見は以下の通り。

1. 試験運行を実施する場合、乗降客数の予測が難しく地元負担額の予測ができない。試験運行時のリスク低減が必要。



- ・試験運行時の補助を手厚くする方向で検討。

2. 停留所の設置や地元組織が利用促進の啓発をするために要する経費の手立て。



- ・新規に停留所を設置するための対策を検討。
- ・地元運営委員会への活動支援の検討。

3. 地元負担金の支払いができなくなる場合を想定し、試験運行時のリスク低減、3者による定期的な収支状況の確認、廃止手続きの短縮が必要。



- ・試験運行時の補助を手厚くする方向で検討。
- ・収支状況の確認や地元負担金の支払い方法等は協定締結までに3者で協議。
- ・地域公共交通会議の設置について検討。

4. 新たに事業者を選定する時の公募方法の検討

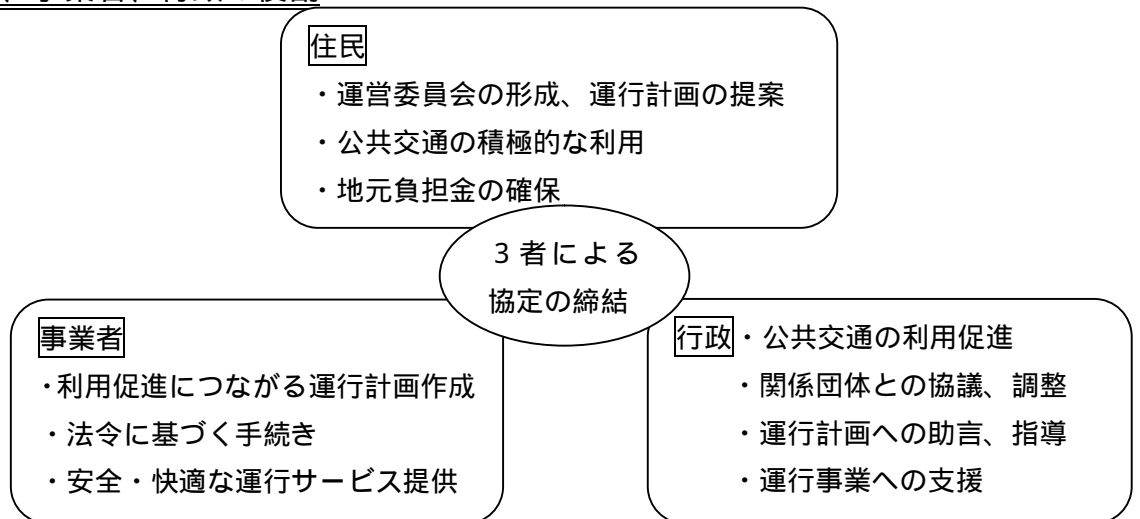


- ・公募を行う前に公募方法や許可の要件等を整理。

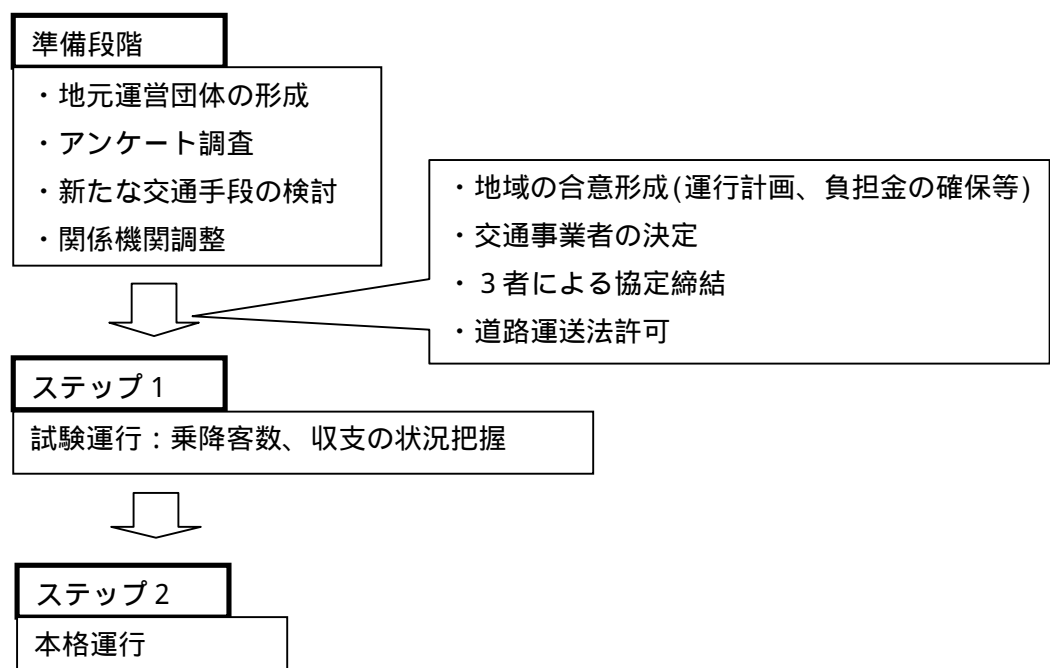
### 3. (仮称)宇治市公共交通確保支援制度(案)の概要について

- (1) 目的 住民の日常生活や外出のための交通手段の確保、公共交通利用促進、地域コミュニティの活性化
- (2) 対象地域 バス路線休廃止対象の西小倉、槇島町、明星町を含む地域
- (3) 手法
- 1、地域住民が設立する任意組織(以下、「運営委員会」とする)が主体となって、一定の採算性の目途を前提に住民・事業者・行政の役割分担により、小型バスやジャンボタクシー等を運行する。
  - 2、運行は運営委員会が選定した一般旅客自動車運送事業(道路運送法第3条第1号)を営する事業者が行うものとする。

#### 住民、事業者、行政の役割



#### 運行までの進め方(イメージ)



- (4) 市の支援 運行支援補助：交通事業者の収支が赤字の場合、赤字額を一部補助。  
 運営委員会活動支援補助：利用促進のチラシ印刷費の一部補助。

### 運行支援補助の概要

#### 試験運行

本格運行の補助額とは別途検討。

#### 本格運行

【補助額】次の1、2のうち、額が大きいほうを上限に市が補助。

- 赤字額に収支率（運賃収入の運行経費に対する割合）を乗じた額。

$$\text{赤字額} \times \text{収支率} = \text{市補助額}$$

- 赤字額の1/2の額

【補助の条件】

- 3者による協定を締結していること。
- 当該年度の経常収益が運行経費を下回っていること。
- 運賃を徴収すること。

### 住民と市による運行支援のイメージ（本格運行時）

